平成２５年（フ）第５４１号
愛知県豊明市阿野町稲葉67番地38　ラ・ゴロンドリーナ302号
債務者　大川まさ子
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３７号
三重県伊勢市小俣町明野390番地１　メゾンめばえＢ―103
債務者　大市　美紗
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第３８号
三重県伊勢市宇治浦田３丁目38番９号
債務者　松島　信治
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第３１号
岡山県都窪郡早島町若宮30番地６　レオパレス若宮60―104号室
債務者　宗平　智美
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第６９号
岡山県倉敷市東塚３丁目17番36号
債務者　渡邊　峰夫
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第８号
徳島県美馬市脇町大字猪尻字西ノ久保１番地１、旧住所徳島県美馬市脇町字拝原1555番地２
債務者　平尾　栄男
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２５年（フ）第９号
徳島県美馬市脇町大字猪尻字西ノ久保１番地１、旧住所徳島県美馬市脇町字拝原1555番地２
債務者　平尾　和子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２５年（フ）第３６６号
埼玉県上尾市本町１丁目９番３号　キャッスルハイツ105
債務者　中西　誠也
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３１号
沖縄県那覇市字安里110番地９　アメニティーハウスみやぎ409
債務者　豊里　友剛
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２３０号
埼玉県川口市朝日１丁目４番５号
債務者　池田　力雄
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２６３号
埼玉県川口市在家町28番３号　エスパシオ東浦和204号
債務者　池田　敏幸
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２７６号
埼玉県志木市中宗岡２丁目13番６号　宗岡サンハイツ201号
債務者　西本　　剛
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２７７号
埼玉県志木市中宗岡２丁目13番６号　宗岡サンハイツ201号
債務者　西本ゆきゑ
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３１３号
埼玉県川口市桜町１丁目13番17―703号
債務者　安田　　茂（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３６９号
さいたま市見沼区堀崎町728番地５、旧住所さいたま市見沼区堀崎町671番地２　ヴァンベール小暮Ａ303号室
債務者　島田江利香（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３８０号
さいたま市見沼区島町410番地11　エビナハイツ２Ａ
債務者　勝山　克之
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３９２号
埼玉県川口市本町１丁目11番23号　ハイム友202号
債務者　小林貴三男
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係